

平成18年7月13日
国土交通省住宅局住宅生産課

第4回 住宅瑕疵担保責任研究会の開催について

下記のとおり「第4回住宅瑕疵担保責任研究会」を開催することといたしました。
同研究会の開催要領は別紙のとおりです。

記

- 1 日 時
平成18年7月18日（火）10:00～2時間程度
- 2 場 所
国土交通省11F 特別会議室（中央合同庁舎第3号館）
- 3 議 事
瑕疵担保責任履行の実効の確保について
- 4 取材等
報道関係者に限り、傍聴が可能です。
カメラ撮りは冒頭から議事開始まで可能です。

<問い合わせ先>

住宅局住宅生産課
課長補佐 高橋
03-5253-8111 (39733)
03-4416-5108 (直通)

住宅瑕疵担保責任研究会

1. 目的

欠陥住宅問題に対応するため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の売主又は請負人は、住宅の基本構造部分の瑕疵について10年間の瑕疵担保責任を負うこととされている。

しかしながら、今般の構造計算書偽装問題に際し、売主等がこの瑕疵担保責任を十分に履行しない場合、住宅の購入者等が極めて不安定な状態に置かれることが、改めて認識された。

このため、国土交通大臣の私的諮問機関として本研究会を開催し、新築住宅の売主等に課せられた瑕疵担保責任履行の実効を確保するための具体的な仕組みについて、技術的な検討を行う。

2. 研究会委員（50音順）

上杉 啓 東洋大学名誉教授
大森文彦 弁護士
金田一実 (株)日本住宅保証検査機構取締役
神門 隆 全国銀行協会業務部長
笹井俊克 (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター専務理事
高谷 進 弁護士
沼生哲男 (財)住宅保証機構専務理事
松本光平 明海大学名誉教授
村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長
森崎公夫 有限責任中間法人外国損害保険協会副会長
山下友信 東京大学大学院法学政治学研究科教授
吉田浩二 (社)日本損害保険協会常務理事

3. 検討事項

主として以下の事項について技術的な検討を行う。

- 通常の瑕疵による損害に対する保険制度について
- 故意・重過失に起因する瑕疵による損害に対する仕組みについて
- 保険以外の賠償資力確保に活用可能な仕組みについて
- 上記の仕組みが円滑に運営されるための環境整備について

4. 検討スケジュール

4月18日(火) 第1回会合
6月 2日(金) 第2回会合
6月30日(金) 第3回会合
7月18日(火) 第4回会合

5. 事務局

国土交通省住宅局住宅生産課
総合政策局建設業課、不動産業課